

第2回

保育分野に関する意見交換会

平成26年2月28日

(注) 本文のうち、アンケート調査の集計結果は速報値である。確報値については、「保育分野に関する調査報告書」の別添2を参照のこと。

午後13時30分 開会

○井手座長 それでは、定刻になりましたので、池本委員が若干遅れてお見えになると思えますけれども、第2回の保育分野に関する意見交換会を開催したいと思います。

お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。お手元に資料がございますけれども、本日は株式会社の保育分野への参入ということについて意見交換をしたいと思っております。

その前に、前回の情報公開、それから第三者評価のところ、座長として少しまとめもしていなかったという点もありますし、それから、競争政策という観点からの議論というのがもう少し必要なという感じはしております。今回、公正取引委員会でこういう保育分野を扱うというのは、競争政策という観点から消費者の利益を守るという、確保するという観点でいろいろ議論をしていただくということが前提でございますので、前回の議論から、一つは保育所を利用する利用者の選択の自由というのが機能する余地があるのかどうかということで、自分が望むところに入れるとか、そういう利用者の選択の自由があるのかどうか。もし選択の自由があるとすれば、情報公開、あるいは第三者評価というのは、十分な選択をする場合の尺度にもなりますし、それによって事業者間の競争というのにも促進される可能性があるという、これが第1点です。今の第1点は利用者が選択の自由がある、余地があるという前提ですけれども、2番目の論点としては、それほど選択の自由はないという場合も当然考えられるわけで、その選択の自由がなくても、こういった情報公開、あるいは第三者評価によって横並びで保育園というのを評価することによってサービスの質を改善するという余地は十分考えられる。前回にもありましたけれども、東京都のように補助金を減額するとかというやり方も当然あるわけで、選択の余地はなくても、情報公開、あるいは第三者評価というものがサービスの質等を含んだ競争みたいなのを促すのではないかという、そういった環境というのを作り出すことができるのではないかということがいえるかと思えます。

この2つの論点について、若干時間を頂いて議論をしていただいて、前回の情報公開・第三者評価のところをまとめておきたいと思えますけれども、何かこの2点について御意見ございますでしょうか。

○山口オブザーバー まず、1点目の利用者に選択の自由があるかということなんですが、基本的には多分どこでもあると思うんです、今の制度下では。ただし、待機児童がいる地域においては、そもそも選べるというよりも、どこもいっぱいになっているので、物理的に選べない。これは制度的な問題ではなくて、そういう意味では自由がないといえない。ただ、制度的

には一応担保されているということだと思います。

○井手座長 その待機児童がないような状況で保育園が複数あるという場合には、その利用者というのは当然いろいろ選択肢があるという、その場合にこういう情報公開、あるいは第三者評価を見て、選ぶことができる……

○山口オブザーバー 大体、保護者が保育園を選ぶときには、ほとんどの保護者が家の近くの保育園をずっと見て回られるんです。ほとんどそうです。その中で自分に合ったものを選ばれる。それで順位付けをされますので、第三者評価とか、それも一つの選択肢のツールにはなるかもしれないですが、それほど重要なツールだとは思わないんです。

○井手座長 すると、情報公開とか第三者評価というのは、その事業者間の競争への影響の度合いというのはどういうふうなんでしょうか。

○山口オブザーバー 自宅に居ながらにしてパソコンたたきながら選ばれるのであれば情報公開というのは重要なんですけど、ほとんどの方が実際に園を見て回られますので、そこで自分で感じとった雰囲気であるとか、また、食事はどんなものを出しているのかとか。確かに保護者によってはしっかりとした姿勢を持ってらっしゃる方もいらっしゃるんですが、そうじゃない方もやっぱり多いんですね。選択するときにはしっかりとした姿勢を持ってらっしゃらない方に対しては、一定のそういった情報公開というのは役割を果たすかもしれないと思います。

○池本委員 第三者に見てもらっているというのはやっぱり大きくて、園側の言うことを本当に信じていいんだろうか、ちょっと怪しいなという気持ちになって、ほかに情報を求めるときに、私の場合、何の評価も受けていない、自治体もチェックしていない園に、一か八かで預けるみたいなことになってしまったので、誰か外部の人の目が入って評価されているというのは、最低の安心材料になると思います。自分の勘とその第三者の情報と合わせて判断するということだと思います。

○井手座長 もちろん、その待機児童がたくさんいるようなところでは、本当に選択の自由はないわけですね。そういうところで情報公開とか第三者評価というのはどういう役割を持っているんですか。

○桑戸委員 今、池本先生がおっしゃったような視点から見るといいんじゃないでしょうか。

例えば、2月24日の子育て会議の次の日の新聞ですが、ミニ保育所というのを新設でどんどん作るという話があるんですね。6人から19人定員の保育所をたくさん作りますと。そこには、2分の1は保育士でよろしいですよ、その代わり4分の3、国家資格の保育士を入れるのであれば補助金をあげますよ、4分の4であればさらに高いですよ、なんていう新しい制度で

保育所というものを作ろうと、今、政府はなさっております、そうなればこういう新設の園が、待機児童がいるところでは誰の目にも触れないで開園してしまい、1年が経ち、2年が経ち、今、池本先生がおっしゃるように誰の目にも触れないまま、利用者は見に行っても、待機児童がいるので、悪いと分かっているでも入れなければならないような、出来たものは全部埋まるということであれば、やはりそういう意味では、2万4000ほどある認可保育所、更にこういうたくさんの事業所内保育所と政府が作ろうとなさっているようなものに対して、順番に、新規参入組から、開園から1年、2年以内には第三者評価を先に受ける、例えば既存の社会福祉法人の方、株式会社の方たちはその次に年数分けて受け始めるというふうに、評価機関が、前回の資料だと四百何十個と書いてありましたので、それでは日本中の2万4000施設には対応できないでしょうし、今後このミニ保育所というのを想像すると、山口社長はよく御存じですけど、ここから4年半ぐらいで40万人分の子供を受け入れるんだと安倍総理はおっしゃっている、そうすると8,000施設だとか1万施設だとか新規に出来るという、誰の目にも留まらないというものが次から次と出来るということで、今、池本先生がおっしゃったような整理が必要なんじゃないのかという気はします。誰かの目に一度先に触れる、選択の余地がなくても、そういう意味では触れておくというのが理想形だと思いますが。

○安藤委員 選択の余地がないという話についてですが、複数の保育所の中から選ぶことはできなくても、預けるか預けないかという選択も存在します。今のお話ですと、待機児童があるような状況では実質的に入れてくれる場所に預けざるを得ない。しかし預けないという選択もある。このとき順番としてはまず選択の自由を作るほうが先のはずです。

しかし今日のテーマである株式会社の参入も含め、選択の自由ができた状態が実現したときに多くの方が懸念を持つのは、消費者を引きつけるために口では上手いことを言っているが、実態が伴わない事業者が登場するとか、手抜きをされるといった懸念が出てくるわけです。その時になって、情報公開や第三者評価、見えないところを親の代わりに見てくれるところ、審査してくれるところの重要性が増すと思うのです。また、現状ではまだ実質的には選択の自由がないわけですが、できる場所からやっていくということが大事だと思うのです。東日本大震災のときに全員に行き渡るだけのパンがなかったからといって、配らなかったという話を聞いたのですが、パンが人数分ない、また御飯も人数分ない、このようなときに不公平になるからといって全部配らないのではなく、配れる人から配っていくということも考えなければいけない。同じように選択の自由があるところからどんどん情報提供を有効活用していかないといけないし、また選択の自由を作っていくことも大事だろうというように思いました。

○山口オブザーバー 私もそのとおりだと思います。一つだけ懸念はこの間もお話しましたように、第三者評価機関が全部同じ、均質であれば、問題ないんですけど、機関そのものの質も随分違いますし、それから我々運営事業者が圧力をかけて一番いい評価にしないと使わないぞというような事業者も実際にはいるわけですよ。そうするとその評価は何の機能もしないということになりますので、そこも重要だということは付け加えていただきたいなと思います。

○安藤委員 それは、第三者評価を誰が依頼するかという問題ですね。本来、保護者の側が自分たちの目の代わりに見てもらおうという役目のはずです。そのために例えば国が、又は自治体が第三者機関に依頼して、モニタリングしてもらえば分かります。しかし、今の株式会社の会計監査等でも同様ですが、事業者側が依頼するわけです。このとき結局はオピニオンショッピングになってしまうリスクがあります。自分のところがお金出してチェックをしてもらうという環境において、少しでも「懸念がある」などと言われたら、「では、替えるからいいよ」ということができちゃう。実際に上場企業でも監査法人を切り替えるケースが、それも悪名が高いところに切り替えるという会社があります。保育所の第三者評価も、そのようなことになってしまったら意味がないのです。そもそも第三者評価というのが意味を持つためには、誰が誰に依頼するのか、誰がお金を払うのかというところから、本来は考えないといけないはずですよ。

○桑戸委員 おっしゃるとおりだと思いますよ。

○後藤委員 情報公開とか第三者評価そのものが、競争的な環境を促進するかというと、今のお話だと、そうではない地域もあるという話になるんですけども、私たちが調査をしたときに、幼稚園もやっているかどうかというのを聞いているんですね。地域の中で保護者が選ぶときに、例えば保育所だけの選択ではなくて、幼稚園も含めてとなったときには、やはり地域にある園とかそういった機関は、全て本当は情報公開して、第三者評価を受けて、それで保護者が、じゃあ勤務時間は少し短いけれども幼稚園選ぼうとか、あるいは保育所選ぼうというふうな、そこまで上げられるようなことが必要なんではないかなと思うんですが。今日は保育分野ということではありますけれども。

実際、その園の区分別に見ると、私たちの調査では、第三者評価を一番行っているパーセントが高かったのは国公立幼稚園で32.5%、その次が私営保育所で23%という結果でした。あと、認定こども園が続いて、公営保育所、私立幼稚園という順序でやっています。

○安藤委員 今は選択の自由の話が行われていますが、井手座長から最初に発言があった中に、競争政策の観点から消費者の利益を考えるという話がありました。しかし、この保育という

サービスに公的なお金が注ぎ込まれていること自体から、実は単なる消費財とは違うのだと考える必要があります。公的資金が使われることの根拠は、経済学では外部性といわれるものになります。保育サービスから利益を受けるのがサービスを受ける側だけだったら、当事者間の取引に介入する理論的根拠はないわけですが、それが、自由な取引に任せておくと社会的に見て最適な水準よりも過少になったり過剰になったりするからこそ、国のお金を入れることが行われるわけです。このような視点からは、サービスの消費者が満足していればそれでいいのかといたら、そうとも言い切れないことになります。例えば、私が働いている大学であっても、学生や保護者が教育サービスの内容に満足すればいいのかと言ったらそれだけではありません。外部性を根拠としてかなりの公的なお金が注ぎ込まれていますから、やはり社会全体の利益を考えることも必要です。

それでは、保育所とか幼稚園といった就業前教育にどのような意味があるのかというと、経済学の視点からは非認知的能力が向上するという点です。これはアメリカでの研究なのですが、就学前教育により認知的能力には有意な影響がないのですが、例えば我慢強くなるとか集団行動に慣れるとか、そのような非認知的能力の向上に繋がるのです。そしてそれは本人だけでなく社会全体のためにもなります。これはアメリカで貧しくて自発的には子供を預けられない親に対して、保育所とか幼稚園に子供を行かせるグループと行かせないグループをランダムに作って、その効果を何十年も追いかけたという研究に基づくものです。同じことが日本で試されているわけではありませんが、このようないろいろな効果があるということも根拠なわけです。したがって、消費者が満足すればいいのかといたらそれだけじゃないという視点も必要です。

○井手座長　そうですね。公的な資金が入っているという中での競争のやり方という話ですよ。ね。

○桑戸委員　さっき安藤先生がおっしゃったように、行政が評価を評価機関に依頼をし、行政に結果を報告し、行政が利用者に向けて公開していくという手段が一番納得のいくような気がしますね。周期を決めてやればいいんですよ。一遍にできればいいですけど、例えば、新設開園から5年の人たちは先だ、その行政区域の中でこの3年の中に受けなさいというようなことを順番に行政がコントロールかけていって、行政が評価機関と契約をするということですよ。そうすれば、今おっしゃったようなことは実行できるような気がします。

○安藤委員　山口オブザーバーの著書を拝読したのですが、そこでは子供や保護者という利用者の視点を重視していました。私はこれに一つ付け加えるとしたら、社会全体の利益を代表する行政も利用者だと考えるべきだと思いました。そして行政がやるべき仕事の一部を民間企業

に委託するというようなことは、これまでも多々行われています。そういう意味で、誰が利用者なのかということは、広めに考えてもいいのではないかと思います。

○池本委員 選択の自由といったときに、大学だったらどこか遠いところへも行けるんですけど、幼児期は選ぶときに一番重要なことは近いことなんですね。どんなにいい保育園であつても遠くの園まで時間をかけてということは難しいわけです。地域に1か所しかないというところもたくさんありますし、私は評価というのは、競争というよりは、それが1つしかないのなら、その質がちゃんとまともなものじゃないと困るので、あと公費も注ぎ込んでいるので、きちんと評価して、問題があれば、どんどん改善していなくちゃいけないということと、あと、評価者の話でいうと、韓国でもニュージーランドでもイギリスでも、全部公的機関、国の機関が評価しているということなので、そこは日本が特殊なところかなと思いますけれども。

○井手座長 地域によって当然、その利用者の選択の自由があるところとないところがあり、実際に横並びで保育園がある場合には、こういったある種のサービスの質、あるいは差別化をする、自分のところは差別化して、他のところよりもこういうところがいいということのを売りにして、ある意味、競争的な状況を作っているというような、そういう事例はありますか。

○山口オブザーバー それは地域の問題ではなくて、事業者によっては当然そういう事業所はあります。でも多くのところでは余りそういうのはないですね。

○井手座長 あえてそういうことをする必要もないということ。

○山口オブザーバー そういうことですね。

○井手座長 何かほかに御意見はありますか。なければ、今日の本題の「株式会社に対する参入規制について」という中でもまた情報公開とか第三者評価の問題も関係してくるかもしれないので、そのときに御意見いただければというふうに思います。

それでは、事務局のほうで用意していただいた資料2及びアンケートの結果について事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○杉山調整課長 資料2に基づいて説明させていただきます。「株式会社に対する参入規制」という議題です。まず1ページ目をお開きいただきますと、「現行制度における保育所認可の仕組み」を示しています。児童福祉法では私立の保育所の設置には都道府県知事の認可が必要とされているところがございます。平成12年以降、その認可を申請する者、すなわち、保育所の設置主体に制限はなくなっておりまして、株式会社を始めとする多様な主体の参入が一応可能になっております。平成24年4月時点で2万3711施設あるんですけれども、このうち株式会社が設置主体となっているものは376施設、全体の1.5%ということになっております。

調査時点は異なりますけれども、株式会社や主に学校法人も含めた社会福祉法人等以外の設置主体の割合というのは全体の5.4%ということになっております。

次に、2ページ目をお開きいただきますと、「現行制度における保育所認可の仕組み」の中で、保育所の認可につきましては、現在の法律上は、市町村の関与は明記されていないといったところがございます。しかし、都道府県の定める要綱等で市町村長の意見書の添付とか、あるいは申請者に市町村との協議を求めるといったことなど、市町村の意向を勘案して認可するという実態があるようです。市町村の中には株式会社の参入に消極的なところもありまして、この場合には、実質的に株式会社の参入は難しくなっているといったような状況があるようです。

昨年4月に実施されました厚生労働省の調査によりますと、待機児童が50人以上存在する南関東の3都県、埼玉県、東京都、神奈川県ですが、これの各市区町村、合計49自治体のうち、事業者の募集時に株式会社を排除したり、あるいは当該自治体での保育所の運営実績がある事業者に限定しているということなど、何らかの方法で株式会社の参入を阻害する運用を行っている自治体というのが24自治体、約半数を占めているという結果になっております。

またこの点については、株式会社と市町村に対して私どものほうからもアンケートを実施しております。席上、委員だけにお配りさせていただいておりますアンケート調査結果を御覧ください。先週と同様、まだ速報値の段階ですので、ちょっとお示しできない資料でございますが、現時点では委員のみでお願いしたいと思います。この参考2を御覧いただきますと、まず1ページの(2)でございます。貴社が保育所の設置を希望した際に株式会社等の営利法人であることを理由に自治体から認可を拒否されたことがありますか、といったような問いを、株式会社、有限会社、保育所の設置主体に実施しております。その中で「はい」と答えた事業者が39.8%、「いいえ」が36.3%ございました。この緑色のところでございますが、保育所の設置を希望したことがないというのが20.5%ありますけれども、これはどうしてこういったことがあるかという、実はこれアンケートの対象としまして、今、認可保育所を設置している株式会社、有限会社のほかに、認可保育所は設置していないけれども、認可外の保育所を持っていますといったような株式会社、有限会社等を含めて聞いているといったところがございます。したがって、こういう答えが出てくるといったところがございます。この希望したことがそもそもないというのを全体の数から省きますと約半数の事業者さんが拒絶されたことがあるというふうになっているといった状況でございます。

次に、2ページ目を御覧いただきますと、具体例を記載させていただいております。どうい

った具体例があるかということでございますけれども、例えばの話ですが、一番上のところですが、既存の社会福祉法人の参入しか認めていない自治体があるとか、あるいは社会福祉法人のみを認可しており、株式会社は認めていない、法人形態によって認めていないといったような答えが返ってきているのもありました。

それから、そもそも法人形態うんぬんという話ではないんですけれども、選考過程が不透明であるとか、付与された条件が厳しいというような回答をしてきた事業者もいまして、例えば、競合認可園の3園のハンコをとる、競合事業者のハンコを持ってこいといったような事例、あるいは他の認可私立保育園の理事長全てから新規参入の許可がないと認可できないと言われたといったような事例、こういったような事例もあったということでございました。

次の参考3は自治体に対するアンケートということでございます。1ページ目の(2)を御覧いただきますと、今後、保育所を設置する場合に活用する主体ということで自治体に聞いております。その中で社会福祉法人との回答が46.5%ということに對しまして、株式会社はその半分以下の20.9%ということになっております。

2ページの(3)を御覧いただきますと、株式会社を設置主体として選択してこなかった理由について、これは自治体に聞いております。その答えとしまして、株式会社は倒産する懸念があるとか、あるいは保育の質に懸念があるといったことを理由に挙げる自治体が見受けられるといったような状況がございます。

次に、保護者に対してもいろいろとアンケートをしています。これが、参考4、参考5といったところでございますけれども、これは株式会社の参入についてどのように考えますか、保育所の設置主体として株式会社の参入が進んでいますが、どのように思われますかといった問でございますが、参考4は現に保育所を利用している層でございますが、こういう層であっても7割の人が賛成、あるいはどちらかという賛成といった意見を出しているといった状況でございます。

参考5のほうは、現在認可保育所を利用していない層でございますが、こちらは8割ないしはそれ以上の人たちが株式会社の参入に対して賛成という意見が出てございます。

本体資料に戻っていただきますが、3ページ、4ページ辺りは現行制度の条文を載せております。ここら辺の説明は省略させていただきます。

6ページでございますが、今検討中の新制度ではどういうふうになっているかといったところをここで御説明させていただきます。新制度では、現行では厚生労働省の通知に記載されていた社会福祉法人、学校法人以外の者に対する経済的基礎、社会的信望、社会福祉業の知識・

経験に関する要件が法律上明記され、これらの要件を満たす場合には認可するものとするというふうに規定されました。これは平成23年の改正で規定されたということなのですが、つまり、株式会社であるということだけを理由にして排除することはできないということでございます。他方、認可に当たっては、市町村長に協議しなければならないということが規定されていまして、現行法上では市町村長は事実上関与するという形でした。ですけれども、新制度の下では、法律上、市町村長の関与が明確になったといったところでございます。

この新制度自体まだ施行されていないんですけれども、運用はどのように行われるかというのを含めて注視していく必要があるかというふうに考えているところでございます。

次に、7、8ページは新制度の規定うんぬんということになってはいますが、ここの詳細は省略させていただきます。

次に、9ページでございますが、「新制度を見据えた動き」といったところです。前に申し上げましたとおり、そのような制度改革を踏まえまして、昨年5月、規制改革会議から厚生労働省に対しまして、経営形態にかかわらず、公平・公正な認可制度の運用をすべきであるとの通知を自治体に出すように規制改革会議が提言しております。下の四角のところですが、これを受けまして厚生労働省から、新制度を見据え、積極的かつ公平・公正な運用をしてほしいという旨の通知を都道府県知事宛てに発出しております。

この通知を受けまして、株式会社の参入に係る方針・基準等の見直しを行ったかどうかについて市町村にアンケートを実施しております。また、アンケートに戻っていただきまして、参考3、自治体向けのアンケートでございますが、この2ページを御覧いただきますと、結果が出ています。この厚生労働省からの通知を踏まえまして、その方針・基準等の見直しを行った市町村、2ページの上の円グラフになりますけれども、見直しを行った市町村は3.1%、見直す予定、検討中の市町村が12.7%といった形でこれを足しても15%、といったところでございます。

一方、新制度が施行されるまでの要件の見直し等は行わない、新制度が施行された後だとしている市町村が44.4%ということで、この通知を出した後も様子見になっている市町村の割合が数としては非常に多いといったような状況でございます。

次、10ページでございますが、今日御議論いただきたい点を3つここで書かせていただいております。一つは待機児童が発生している状況において株式会社等の参入が進まないのはなぜであろうかということ。それから2番目に、どのようにしたら株式会社等の参入が進むと考えられるでしょうかということ。それから3番目に、株式会社等の参入が進むとどのような効

果が出るとか、あるいは逆に影響があるとお考えでしょうかといったこと。こういった3つの論点に対しまして御意見を承れば幸いと考えております。よろしく願いいたします。

○井手座長 ありがとうございます。ただ今事務局のほうで資料2とアンケートに基づいて説明をいただきましたけれども、論点の1つ目、待機児童が発生している状況において株式会社等の参入が進まないのはなぜかという点で、株式会社の参入というのは先ほどの資料にもありましたけれども、1.6%というふうに株式会社の参入実績については非常に少ないということがデータからも分かるわけですが、資料2の10ページに書かれています論点の一番最初、なぜ進まないのかという点について、御意見、コメント等をいただければと思います。

順番にこの論点についてお話を進めていきたい、議論を進めていきたいと思います。第一番目の点についてはいかがでしょうか。

○山口オブザーバー 幾つかあるんですが、主に、行政、基礎自治体のほうで株式会社を認可していないというので、2つの理由があると思っています。一つが既存の既得権を持った社会福祉法人の団体が、株式会社参入に対して反対している。それから……

○井手座長 どういう形で反対するんですか。

○山口オブザーバー ロビー活動ですね。大体、例えば大きな都市になりますとほとんどの場合、私立保育園の議員連盟というのを作っています。その議員連盟を通して、これは超党派で大体組まれています。それを通して行政に圧力をかけて、株式会社を参入させないというのが、一番、都市部においてのポピュラーな形です。株式会社を参入させないだけでなく、もう一つは、自分たちも含めてカルテルを結んでいるところもあります。例えば、1法人当たり3か所以上保育所をこの地区から出さない。この間まで町田市がそうでした。町田市の社会福祉法人は町田市内でそれぞれ2か所まで、3か所以上保育園を出さない、そんな自主規制を行っていました。

株式会社の参入を反対するのもそうですし、自主規制するのもそうなんですが、一番大きな理由は、将来、少子化なんだから、保育園を今多く出されると、将来、子供の取り合いになる。そういった状況を事前に回避したいという。これははっきりといろいろな団体では言っています。表向きには言わないですけどね、なかなか。それともう一つ、イデオロギーの問題があると思います。

○井手座長 実際に山口さんのところは株式会社として、展開をしている事業者ですよね。その場合に、自分たちが直接経験したことというのは、今のこういうところにどんどん反映されている。

○山口オブザーバー そうです。

○井手座長 展開するときにはそういうのが比較的にないところにターゲットを絞って拡張していくという感じなんですか。それともあえて申請……

○山口オブザーバー 私は、あえてそういうところへ行って戦っていますけど。

○井手座長 全然改善されて……

○山口オブザーバー 先ほどの自治体アンケートではほとんど改善していないというような感じなんですけれど、私が行っているところでは、厚生労働省の通知から、随分、ほとんどの自治体が柔軟になったという感触を受けています。

○桑戸委員 今、山口社長がおっしゃったことは1つ押さえた上で、実は横浜が今、認可保育所580あるんですけれども、去年の4月1日時点で、4分の1は株式会社なんです。1年前ですけれども、株式会社が4分の1も認可されている自治体が既にある。さらに、川崎市は3分の1が株式会社、これはすみません、資料を覚えていないので、聞きかじりかもしれませんが、逆にこういうふうなところに山口社長はきっと出店なさっているはずなので、横浜市とかが、この10年間で1つもなかった株式会社が4分の1のシェアを持つまでになった理由、ここはなぜ進まないのかということより、進んだ事例を逆に教えていただいたら、僕らイメージが湧くんじゃないかと思うんですけれど。

○山口オブザーバー 横浜市は中田市長のときに、とにかく待機児童を解消するんだというすごく強いメッセージを市長から出されて。私は直接その中の状況を見聞きしたので言いますと、毎日のように保育課に市長が座っていたんです。どうなっているんだと、とにかく待機児童を解消するために出せということで、毎日のようにそういうプレッシャーをかけた。そのときに社会福祉法人だけを呼んでいたんでは、もうとても結果を出せる状況ではなかった。それに対して、例えばこういった地域に保育所が欲しいと公募したときに、一番先に応募してくれるのが株式会社で、しかも確実に出店してくれるというので、だんだんと行政が株式会社を頼るようになってきたんですね。先ほど3分の1、4分の1という話があったんですが、実際には去年の4月、80か所オープンのうち、半分以上が株式会社ですね。新規にできるところは半分以上が株式会社になっています。川崎市はもっとですね。新規にできるところの4分の3以上はもう株式会社。それは、社会福祉法人と株式会社を差別しているわけではなくて、募集をすると応募してくれるのが株式会社しかなくなってきたという。どちらかという、社会福祉法人にも声かけて、いろんな全国の社会福祉法人に声かけて、出店してくださいとやっているけれど、どうしてもなかなか、動きがいいのが株式会社だということで進んでいると言ってまし

た。

○桑戸委員 僕の常識が違っていれば教えてください。例えば建設補助金なんかについては、社会福祉法人は手厚く出て、株式会社には手厚く出ない。横浜の場合は逆に株式会社と社会福祉法人と同じ建設の補助が出ているんですか。

○山口オブザーバー 賃料補助は一緒です。ただ、土地を確保して上物を建てようとするとうしても国費が入りますので、この分は株式会社は出ません。

○桑戸委員 出ませんよね。それなのに横浜は進んでいるわけですよね、株式会社の参入が。社福はそれでも進まないということですね。

○山口オブザーバー そういうことですね。

○井手座長 今、山口さんが指摘されたように、既存の保育園がいろんなロビー活動やって反対するからできない、あるいは町田市のように、町田市は地方自治体が数を制限するという条例みたいな、そうではなくて保育園……

○山口オブザーバー 保育の団体が自主規制をしていたんです。ただ議会で明らかになったので、その後は分からないですけど。

やはり、見ていて一番感じるのは、行政が本気で待機児童を解消しようと思っているか思っていないかだと思います。世田谷区なんかはいまだに、ほとんどワーストワンでありながら、この4月以降にオープンするのは4か所しかない。その4か所とも社会福祉法人で、結局は4月にはオープンできないという状態。それを甘受しておられるというか。

○井手座長 応募は4件しかなかったということですか。

○山口オブザーバー 応募は7件あって、うち株式が3、社福が4。

○井手座長 株式会社は全部駄目だったのですか。

○山口オブザーバー はい。うちは辞退したんですけど。日頃から常に株式会社に対して反対意見を述べている人が選考委員をやっているの、そんな人に選考されたくないということで辞退したんですけど。

○井手座長 選考委員というのはどうやって選ばれて。

○山口オブザーバー 自治体が恣意的に選びます。

○井手座長 いろんな自治体で選考する過程というのを改善する方法というのはいないんですか。例えば駄目という場合にも、どういう理由でというのは開示して何とかという、私たち実態をよく知らないんですけど、そういう審査の過程……

○山口オブザーバー 審査の過程は一応公開するところが多いですね。このように公正にやり

ましたという、こういう点数にしましたというような公開をするところが多いんですが、でも審査員がそれだけ偏ってしまうと、好きなようになりますよね。

○安藤委員 これは行政訴訟を起こすべきですね。そもそもこのような話は、恣意的な参入規制でやること自体、筋が悪いわけです。事業者の形態ではなくて、保育の水準としてこういうものを達成してくださいという最低限の基準を示して、それが達成されているか否かで審査しないといけないはず。これは別に保育の話だけではありません。私は2007年から2010年までの規制改革会議で雇用労働分野の専門委員として働いたのですが、農業など他の分野でもそのような話がたくさんありました。株式会社の参入は駄目だということです。その理由は、株式会社は儲からないようになったら土地を手放して耕作放棄地になるということです。しかし農家の人たちが所有する土地だって山ほど耕作放棄されているわけです。これに対して農家の人は先祖伝来の土地を大事にするはずだなどとお役所が主張するわけです。ほかにも医療でも同様の議論がありました。株式会社の参入が今許されているのは、企業が福利厚生の一環として経営するものなどです。それ以外はできない。なぜそのような規制があるのかと言うと、株式会社はお金儲けをするからけしからん、医療に害を与えるからだと言うわけです。それならば、株式会社であることが理由で害を与えた事例はあるのかということを知ると、それは一切ないわけです。これは完全に思い込みです。株式会社は営利だからだめだと言うのですが、企業間競争が十分に機能していたら、理論上は、ほかの事業に投資したときと同じぐらいの最低限の利益しか手に入らない、したがって、それを上回る利益があるとしたら、ほかよりも先進的なことをやっているか、または競争がないか、どちらかということなのです。このようにそもそも株式会社に対する考え方がゆがんでいるわけですが、それを正していくという努力をこれまでしてこなかったのが、問題の一因ではないでしょうか。したがって、川崎市とか横浜など株式会社が運営しているところで、実際にどのようなトラブルが起こったのか、また、保育の質が劣っているのかなど実態を調査して、証拠を積み上げるしかないと思うのです。

これは学生相手に話をしているときに気になるのですが、やはり大学生などでも株式会社に対する拒否感があったりするのです。何か世の中に役に立つ仕事がやりたい、だから公務員とか言うのですね。しかし普通に民間企業が活動しているだけで、誰かと取り引きが成立することだけで、相手方にも利益を与えているという視点が欠けています。このような人には、犯罪行為でなければ、どんな仕事も世の中の役に立っているはずだという話をまずするようにしています。例えば、パン屋さんは、早朝から働いているわけです。これはパン屋さんが善意にあふれているから、みんなに美味しいパンを食べてもらいたくてしょうがないから、身を削って

やっているわけではないのです。お金を儲けたいからこそ、おいしいものを、いいサービスで、途切れることなく出し続けているのです。そして、それによってみんなおいしいものが食べられて満足が得られる。このように営利目的というのは悪いことではないというのがとても大事なポイントだと思うのです。

仮に社会福祉法人の人たちが、仮に株式会社と違って、自分たちは善意でやっているのだというのであれば、それは非常に素晴らしいことだと思うのです。しかし善意に頼った制度設計というのは絶対にやってはいけないことなのです。善意が足りなかったら、また善意がなくなってしまったら機能しないからです。そこで、善意がなくても回せるのを作るというのが、制度設計の基本中の基本なのです。そこに上乘せする善意の人がいたらそれは素晴らしいことですが。ということで、そもそもの考え方を、これは保育に限らず、徐々にデータを基にして周知をはかっていくしかないのかなと、この保育の問題に限らず思っています。

○山口オブザーバー 前提が社会福祉法人は性善説に立って、株式会社は性悪説に立っているんですね。それで議論が始まるから。

○安藤委員 株式会社だったらお金儲けをするじゃないと言われるのですが、それでは、街にある開業医の人がベンツやレクサスなどの一番大きな自動車に乗っていて、大きな家を建ててというのは、どのように理解すれば良いのでしょうか。入ってきたお金は全部医療に使っているのではないのですか。このような皮肉も言いたくなるわけですよ。

○山口オブザーバー 来年の制度を見据えて、それぞれの自治体も株式会社うんぬんと言っていられなくなってきたのは確かです。どこも非常に焦りを持っていて、名古屋市も、さっきちょっと連絡があったんですけど、正式に株式会社を4月以降認めると。同じ制度の下で。それから、この近くでいうと相模原市も、多分、来週ぐらいにはうちは皆受けられると思うんですけど、そういう水面下では随分進んではきています。ただ、まだ一部の行政では差別的な制度が残っていますので、そこは変えていかなければいけないと思いますね。

○桑戸委員 元々の社会福祉法人の成り立ちですが、戦後、自治体がやることだと言われた公的な福祉サービスを、土地を提供していただき、財産を寄附していただき、中間法人としての税制メリットまで渡し、社会福祉法人を設立してもらい、初代のオーナーは本当に身を削ってその事業を地域貢献としてやったんだと思うんですね。ですから、解散するときその財産は国庫に帰属しているのだというのが、社会福祉法人の今までの概念だったんです。

ところが、現在の社会福祉法人の保育所は賃貸で借りて運営できるようになっていて、財産を寄附しなくてもいいということなんで、昔は社会福祉法人がやっている保育所がもし何らか

の事情で保育所の運営を継続できなくなっても、国庫に帰属している財産なので、この社会福祉法人を退出させて、別の社会福祉法人に事業をやらせることができた、ということで、社会福祉法人しか入れたくないんだ、株式会社がここでやっていらっしやれば、解散するときは、この財産は株式会社のものであるので、強制的に退出ということができないということが、首長さんたちの株式会社を入れない理由だったんですが、今は社会福祉法人で財産を持たずにやっている保育所もいっぱいあるので、そういう事情はない。昔進まなかった理由と、今進まない理由は少し違うのかもしれないなど、この間から僕は思っていました。

ですから、今から、山口社長がおっしゃるように少しずつ門戸が開かれていっている途中なんだと思うんですけど。一気に呵成にというなら、安藤先生のようなやり方が一番正しいと思いますね。多分そういうことだと思いますね。

○安藤委員 株式会社が利益を上げながら、ほかの形態と同等以上のサービスができる可能性があるということが普通の人にはおそらく分からないのだと思うのです。普通の人にとっては、社会福祉法人だったら、入ってきたお金というのは子供たちを保育する事業に実際かかる経費、これには人件費も含まれますが、そこでなくなるのに対して、株式会社の場合には収入から利益を取るから、残りの部分で保育をしているはずだ、それならば絶対額が減っているから、例えば保育士さんの給料が下がるはずだなどと考えていると思うのですね。したがって、なぜ株式会社でも同等以上のサービスができる可能性があるのかということ、説明していかざるを得ないのです。

例えば、株式会社が複数の施設を運営していったら、仕入れが大量にできるため安価になるとか、既存施設でのノウハウを投入することで教育訓練にかかる時間が短いであるとか、または、地域ごとに異なる子供の増減に応じて保育士の有効活用とか配置転換ができるため人材をうまく回すことができるとか、株式会社だったら社会福祉法人や公立のものと同じものができますよということではなく、更に優れているのは何なのかというところを考えることも重要ですね。

○井手座長 その点は、株式会社で保育園を運営することによるメリットを積極的に世の中に訴えていくというのは、当然あると思いますよね。

○安藤委員 例えば、一つしか保育所がない地域で働き続けていると考え方が次第に硬直的になってしまい、最新の知識などを余り取り入れずに昔ながらの保育を行っているかもしれない。しかし、複数の施設があるところだったら、事業者同士の切磋琢磨があったりだとか、良いところを参考にできます。また、規模が大きくなれば研究開発に一定のお金を使うことができま

すといったような点は売りになるでしょう。自分が子供を預けるのだったらこのような先進的な取組をしているところを選びたい、そのようなことがあってもおかしくないと思いますね。

○桑戸委員 ちょっと余談になってしまうかもしれませんが、誤解を招かないようにしゃべらなければならないけど、社会福祉法人で1法人1施設というような施設で1億5000万の収入がありますというときに、例えばその施設でオーナー一族が4人、5人給与取りにいらっしゃる。別にこれは悪いとっているわけでもないの、誤解のないように。それが株式会社だと、その1園で山口社長の身内がいると思えないもんね、給与取りの中に。そうすると園長先生、副園長先生、主任さん、保育士の一番上の方が全部身内で固められているというはあり得て、高給がそこに示されていて、あとはそうじゃないというような事例が、これはとったデータはどこにもないんですよ、要するに一つの施設に身内が何人働いているのか……

○安藤委員 それは書類上だけ働いていることになっている可能性もありますよね。

○桑戸委員 給与を取っているということだけです。資金が残っていない社会福祉法人でちゃんと子供に回っているんだというようなことでなく、それが開業したオーナー家の給与としての形に変わっているだけだという……

○安藤委員 ただ、それを言い出すと、中小企業では多かれ少なかれやっていることなのです。株式会社であっても、オーナー社長が自分の家族を役員としておいて、実際には仕事は何もしないのに給料を払っているという実態はあるようです。したがって、そこを指摘することで、社会福祉法人という形態を攻撃するというのは何か筋が悪いような気がします。

○桑戸委員 攻撃しているわけじゃないんですよ。ですから誤解のないようにと言っているのは、その情報を公開し、良い保育がやられて地域からも認められていけばいい。でも要するに、保育の利益の中から再投資をして子供たちや待機児童の解消とか地域の子供たちのため、地域の保護者のために資金が回っているか。社会福祉法人は非課税なのでその資金を使って回すということを上手に考えないといけないのではないか。本当の意味で山口社長と同じ立ち位置に立つというのは、心のある人が社会福祉法人を運営すれば、山口社長の会社より子供たちのために金を回すことができるわけですよ、税の分のところが。ですから、そういう意味では余談でして、少し発言に問題はあるかなと思いつつながら、一応そういう話をしただけであります。

○山口オブザーバー 社会福祉法人の側からして、株式会社を攻撃するときに人件費の話は必ず持ってくるわけです。人件費率として社会福祉法人の場合は7割ですか、それ以上人件費に使っているんだ、株式会社はそうじゃないだろうということを必ず言ってくるんですね。だけど、人件費というのは、先ほど桑戸委員がおっしゃったように、そのオーナー一族入れた人件費で

すから、それを抜いたら、一般従業員の人件費はどうかということ、これは1回、少子化対策特別部会でどこかの県の部長が話してらしたんですけど、一般従業員とオーナー一族との格差が余りにも激し過ぎる、こういうことをもって株式会社を攻撃するのはおかしいんじゃないんですかということをおっしゃったこともあったんですけども、データは行政は持ってますよ、都道府県レベルで。であるのならば、株式会社が参入すると質が落ちるとということは違うんじゃないのという話に持っていかないといけないと私は思うんですけどね。

○安藤委員 今後、株式会社が参入したとして、それにより保育士さんの奪い合いが起こったとします。このとき社会福祉法人のほうが高い給料を払えるのであれば、そちらのほうが魅力的な職場なので、保育士さんは皆がそちらを選ぶはずですよ。それならば、株式会社の参入なんて、何も恐れる必要はないはず。また自分たちは社会のためにやっているというのであれば、待機児童がいたら自発的に投資をして、より多くの子供を受け入れられるように取り組んでいるはず。このとき結果的に株式会社が参入しようと思っても、一切儲からないから入れないという状況になるはず。現実がそうなっているのであれば、非常に納得がいく話なのですが、そうなっていないのに「株式会社は金儲けをするからけしからん」と言われても、なかなか納得がいかない。

○井手座長 議論が株式会社か社会福祉法人かという話になってきているんですけども、株式会社の参入が進まないというのはなぜかという最初の疑問に戻って、冒頭に山口さんが言われた話について、私は実態が分からないですけども、世田谷で申請7件あって、認可されたのが4件という話で、4件でも5件でも本当は良かったんですか。

○山口オブザーバー 何件でも良かったんです。

○井手座長 数っていうのは、それは地方自治体はその株式会社の分は良くないと言って認めなかったという話なんですか。

○山口オブザーバー そういう話ですね。

○安藤委員 4件しか認められなかった段階で充足はしているのですか。

○山口オブザーバー してないです。

○安藤委員 そういうことなのですね。つまり待機児童が充足するのが4件で十分だったから7件中4件になったということではないということですね。

○桑戸委員 進まないのかという話で、社長が、切り出しが違っていたのであれですけど、やっぱり建設費の補助とかがないとか、あるとかというのは大きな差だと思うんですね。最初の参入のところで、社会福祉法人へ1億9000万なんていう大きなお金の建設補助が出てきて、

株式会社には1円も落ちてこない。今、制度改正があつて、減価償却分を上乗せして配るといふ議論が、今、子ども・子育て会議で出ていますけれども、建物の償却費部分が上乗せされるということは、銀行から株式会社がお金を借り入れても出ていけるチャンスが出てくるということになるので、そこはイコールに近くなるのかなと、そういう議論ですよ、今、子ども・子育て会議は。

ですから、補助金ではなく建物の償却費としての資金を上乗せして、社会福祉法人にも株式会社も同じように建設コストを負担しようなどという動きが出ていることを、この会としては推進してもいいんだと思いますけれども。

○安藤委員 先ほどの歴史的な話とは構造が全く違っていますよね。昔は持ち出しでやっているからこそ優遇されて当然だという話だったのだけど、今は、建設に補助を出した上に税金も払わないという状況ですよ。

○桑戸委員 税金は払わなくていいということですよ、払わないじゃなくて。

○安藤委員 株式会社だったらそれがないということですね。

○桑戸委員 ないですね。

○井手座長 そうしますと、厚生労働省の地方自治体に対する通達じゃないですけど、そういうのがあつて、世の中としては、その株式会社を認めるような傾向にはある。

○山口オブザーバー 大都市部ではそうですね。ただこのアンケートですと75%が全然想定していないのか、そういう回答されているんですけど、恐らくこれはもう少し大都市から離れたところ、例えば、東京都内でも多摩だとか八王子だとか、ああいったところはそういう回答されているんだと思うんですけど。八王子も大都市ですよ。中心に近いところはほとんど。

○桑戸委員 千葉、埼玉ならね。神奈川といつても田舎は田舎ですからね。

○山口オブザーバー でも、埼玉県の中で株式会社ノーと言うところは、多分ほとんどないんじゃないかと思えますね。神奈川でもそうですね。競って連絡がきますね。

○桑戸委員 言葉が足りなかったもので、一つだけ足させてください。社会福祉法人なら非課税だということですよ。社会福祉法の中には理事は3人まででいいと書いてあるんですけども、実際、東京都内、全国で社会福祉法人の認可を受けようとするると理事は6人ということで定款に書くんですよ。それを定款に書かなければ認可が下りないんです。6人というのは何かというと、開設時に理事の6人を、学識経験者だ、地域の何とかだ、この施設の中から1人だとかといって、私物化できないメンバーを入れて構成する委員のメンバーを増やすことで、社会の持ち物として社会福祉法人を位置付ける。法律上は3名でいいと書きながら認可をすると

きは6名以上いなければ認可をしないという規制をかけている。国税庁長官通達で、6名いると非課税でいいですよというようなやり方で今の制度は整備をされていますということだけ足しておきます。

○安藤委員 3ページ目に書いてある理由についての質問です。まず児童福祉法第35条第7項で、撤退する場合、廃止又は休止するときには都道府県知事の承認を得ないといけないとあります。そうであるなら、株式会社が運営していたとしても、いつやめるか分からないからというのは当たらないような気がするのですが、この承認というのはどういうものなのでしょう。御存じの方がいたら教えていただきたいのですが。

○桑戸委員 これも正しい記憶ではないんですけど、この議論では、新規参入をたくさん増やそうとしているので、撤退のところはこういうふうにくくってありまして、やめたいと意思表示してから1年間とか期限を切って、そこまではやり続けるんだというけど、夜逃げされたらそんな期限はないというのが株式会社の怖いところだと言って、社福の人たちおっしゃっているように聞いておりますけど、議論はされていますよね、撤退の時期とかということとは。

○山口オブザーバー 2年前はやりましたけど。

○桑戸委員 今回はないんだ。要するに子供が来なくなってきたので、もうこのエリアには子供がいなくなりました、とすると、もうそろそろこのエリアから出ていいですかと、いや、まだ10人いるのもう少し頑張ってくださいとか、行政が調整をかけながらという趣旨なんです。だから、年数書いてあったかな、すみません僕もうろ覚え。

○山口オブザーバー 書いてないと思います。

○桑戸委員 書いてないですか。では、やっぱり相談するだけなんです。

○安藤委員 それは大学とかでも同じですね。採算が取れなくなったからといって、学生がいるうちにいきなり閉鎖するわけにはいきません。学部とかを閉める場合にも、募集停止をした後に、残された学生が卒業するまでその学部で面倒見るか、また代替的な手当をするのか、少なくとも学生にとって不利益にはならないようにということは求められています。保育所の撤退についても、そのような条件はあってもいいかもしれませんね。

○桑戸委員 そういうことの手書き方なんだと思います。

○安藤委員 ちなみに社会福祉法人が運営している保育所であっても、撤退したという事例はないわけじゃないのです。

○桑戸委員 あると思います。

○山口オブザーバー いっぱいありますよ。

○桑戸委員 過疎エリアで子供がいなくなった場合とか、認可基準を切った場合とかということだと思います。

○山口オブザーバー よくお寺さんが違う事業に転用したいからとか言って……。ただ、いきなりはないですね。

○安藤委員 現在預かっている子供たちが出ていくまでということですか。

○山口オブザーバー そうです。あと、京都で従業員ともめていきなり閉鎖して裁判沙汰になったのが2件あります。

○杉山調整課長 先ほど御紹介させていただかなかったんですけども、アンケートの参考3, 4ページの(7)を御覧いただきますと、自治体にアンケートを行った結果、社会福祉法人ですとか株式会社の運営に係る保育所で撤退した事例と、そのうち、倒産や退散、経営難により運営をやめた保育所をここに出しております。株式会社のほうの個数が少なく母数が違うので比較にはあまりならないかもしれないですけど、社会福祉法人が必ずしも撤退がないとか少ないとかという実情にはないということです。

○山口オブザーバー これは認可ですか。

○杉山調整課長 はい、認可保育所です。

○井手座長 例えば運営をやめたというところで、経営者が変わったというのは入るんですか、入らないんですか。

○安藤委員 経営をやめたとか。

○後藤委員 経営者が変わったというのも入るんですね。

○安藤委員 上に設立者の変更も含めてと書いてありますね。設置主体の変更も含むということから、運営をやめたことの定義に入っちゃっている……

○山口オブザーバー 大半をうちが引き取ったんです。

○井手座長 これは引き取るという話し合いをするとき、どういう状況の保育園を引き取るという……

○山口オブザーバー いろいろあるんですけど、職員がみんな離散して運営そのものが困難になって、そのときにその権利を当社が買ったという事例ですね。もちろん、一回、設置主体の廃止と新規の設置という手続を踏んでなんですけども。他には、資金的に経営困難になっていた会社を当社が買収したという事例と、いきなり倒産して翌日から引き継いでやったという事例と……

○井手座長 それは社会福祉法人。

○山口オブザーバー いや、違います。株式会社です。

○安藤委員 しかし、それでも引き取るかどうかの選別はありますよね。というのは、やはり経営がうまくいかないということには子供が減っているからとか様々な理由があるわけじゃないですが……

○山口オブザーバー うちがやったところは全部経営者が悪いんです。しかもちょうど制度改革をやっていたときで、株式会社が倒産すると私も立場的に良くなかったので、赤字でも引き取ったのが半分ぐらいありましたね。

○井手座長 今、論点1とも関連しておりますけど、では、どうしたら株式会社の参入というのが進むんだろうか、どういう点が改善されればというと、一つは先ほど言った厚生労働省の通達みたいな、自治体に対する指示があって、株式会社がどんどん進むようになっているという話もありましたけれども、更に今後、株式会社の参入を進めるという上で、どういった障害を取り除けばいいのかということも含めて、どうやればいいのか。

○山口オブザーバー 法律的に、新制度では、認めなければならない、認可するというふうに変わりましたので、本来ならこれで規制はなくなったはずなんです。ただ、先ほど申し上げたように、実質的に選考委員にアンチ株式会社を持ってくるだとか、そういった水面下で不公平なことが行われていけば、いつまでも見えない規制というものがあるということだと思いますので。

○桑戸委員 見えないですよ。

○安藤委員 そこで定性的な基準ではなく、定量的な、この数値基準を満たしていたら認可しなければならないというものにしておいて、判断する人の考え方や好みといったものが反映されないような仕組みにしないといけないはずですね。

○山口オブザーバー だけど、日頃から株式会社批判を公でしているような人たちを選定委員に持っていくということそのものは、完全に不公正な扱いなわけですから。

○安藤委員 ただ仮にそうされたとしても、認可の基準に達しているものは当然認可されるというような仕組み作りをしてしまえば、誰がその席に座ろうと問題がなくなるはずですよ。選定委員の好みで決まってしまうような仕組み作りをするのが大事だと思います。仮に、公平な視点で判断ができる人を充てなければならないといったルールを書いたとしても、実質的には意味がありません。任命する段階では恣意的に決められることが可能であれば。

○井手座長 今の状況でも、認可しなければならないという今の基準というのはほとんど全部、株式会社であろうが社会福祉法人であろうが満たしているわけですよ。

○安藤委員 認可しないとしたら、どのような基準で判断したのかというところが大事だと思うのです。例えば、面接の段階で、自分とは保育に対する考え方が違うからといったような理由で認可されないなどということはあってはならないと思うのです。しかし実際、先ほどの世田谷区のケースでは、そのような例もあったという話でしたが。

○山口オブザーバー ただ、今の法律ではまだ、現行法ではできるんですよ。

○安藤委員 そうですね、次の話ですよ。

○山口オブザーバー 次の制度ではそういったものができなくなるはずですので、特に待機児童のいる地域では認可をしなければならないですから。そこはそんなに心配してないですね。

○安藤委員 ただ、この厚生労働省の対応のところ、9ページの下です。この通知というのはまだ現段階での話だと思うのですが、ここでも問題だと思う点があります。ここでは「保育需要が充足されていない地域においては」という条件が付いています。この「保育需要が充足されていない」とはどのような意味なのでしょう。待機児童がいなかったら、もう新規設置は一切やらないということでしょうか。社会全体の利益の観点からは、そうではなくて、切磋琢磨を作り出すためにも、少し多いぐらいのほうが望ましいと考えることもできます。現時点で、足りているし、過不足なくぴったりだというのでは望ましい状態ではないわけです。それを考えると、充足しているというのは、まず人数だけの問題ではないということです。また、もう1点考えないといけないのは、質の面での充足です。保育というのは、預かってもらえれば、枠に入れればいいというものではなくて、質の競争という面もあるはず。保育需要が充足されているというのを、人数だけでカウントしてほしくないですね。質が不十分なものであっても、入れざるを得ないという状況があったとしたら、これは親と子供の観点からしたら、充足されてないと思うんですよ。

○山口オブザーバー この法律ができる過程はずっと私もいましたので、承知しているつもりなんですけど、もしそこまでいったら絶対まともじゃなかった法律だと思うんですよ。

○安藤委員 まずは、ということですか。第一歩として。

○桑戸委員 今、日本には2万4000弱の保育所があります。そのうちの1万箇所は公立の保育所です。この公立保育所の民営移管、指定管理者というのに株式会社と社会福祉法人で壁が大きいですか、小さいですか、感覚的には。

○山口オブザーバー 地域によりますね。

本当にこれは地域によって違うんですけども、認可は株式会社はしないけど、指定管理だと良いとかいう地域があるんですよ。横浜市は株式会社が進んでいるというんですけども、

いまだに公立の受託は株式会社は駄目なんですね。ちょっとそういうところはこれから変えていこうとは思っているんですけども。地域によりますね。

○桑戸委員 地域によってですね。

○井手座長 これ、需給がきちんと合っていないといけないという原則ですよ、安藤さんの言われる多少たくさん作ってもその中で競争が起こって質の問題が向上すれば、それはそれでいいだろうという主張ですけども、そういう考え方というのはなかなか受け入れられない。

○安藤委員 そもそも、これまで保育所の問題を考えてきた人の中では、保育というのはサービスではないのですよね。これは保育に欠ける子を措置しているのであって、サービスの提供と受益という関係ではないと考えられている。だからこそ困っている人たちに最低限の環境を与えればよいという仕組みになってしまったのではないのでしょうか。競い合って質を改善するという視点は一切なかったと思うので、そこから考え直していく必要があると思います。

○井手座長 認可を届出にしたら駄目なんですか。

○桑戸委員 定員割れをすると子供たちにしわ寄せがいくというところにやはりいくんだと思います、届出にすると。

○井手座長 どういうしわ寄せが。

○桑戸委員 例えば職員の配置基準というのは法律で決まっています。0歳児が3人いれば1人の職員を配置しなければならないということになると、例えば、1人の単価を15万だとすると1か月に45万円保育事業者はもらうんだ。で、1人の職員を配置しなければならない。月額30万円の職員、年間360万円の職員を配置したら、もうあとは子供のミルク代だ、何とかだとしていくとほとんど残らない。それが2人しか来なければ30万しかないの、3対1、人間は半分、3分の1に割れませんので、360万しか入って来ずに、360万支出。1人しか子供が来なければ、360万支出に対して、180万しか収入がないなんていうことが起きてしまうので、やっぱりそのバランス、届出制は少し厳しいのか……

○山口オブザーバー 最終的には競争になるんですよ、子供が減っていくわけですから。飽和状態の後には必ずそういう状態になるんですけど。しかし、今からそれをやっちゃうと、小さな社会福祉法人で、特に1法人1施設しか持っていないようなところは、多分どんどん潰れていくと思いますね。この制度そのものが維持できないような状態になってしまうと私は思うんですね。それはやっぱり避けられないといけないところでもあると思います。

○安藤委員 そうですかね、潰してはいけないのですかね。

○山口オブザーバー 多少潰れるのはいいんですよ。でも一気に潰れていくと、もう待機児童

の解消どころではなくなってきましたよね。

○安藤委員 これからは、はっきりといえば撤退戦のようなところがあって、人口が減っていくことを前提として、どのように上手く対処していくかを考える必要があります。昔だったらもっと手厚く、小まめに配置できたはずのものができなくなっていくというのは、例えば病院なども同様です。ある地域で病院が維持できず撤退するのであれば、今度は巡回バスや車を出して高齢者を病院まで連れていきますとか、いろいろな仕組みで人口減少には対応していかないといけないわけです。ここで一度作ったものは撤退してはいけないというのでは、それなら作らないという反応になり、今の段階でサービスを受けられない人たちが出てくることになります。それはどっちがましかという問題です。撤退することが可能だと、昔は子供を近くに預けられたのに預けられない親が出てくるという問題と、撤退できないからそもそも作られないという問題でどちらがましかと言ったら、少なくとも受益できる人がいる期間だけでも、施設を運営されるというのは僕は良いことだと思うのです。そして撤退したことにより近いところの保育所に預けられなくなったら、それに対しては何が対応できるのかということを手段として考えていかないといけないと思うのです。問題を分けて考えるべきです。もちろん、家に近いのが良いというのは、親としては当然です。例えば、丸の内界隈の大きいビルでも、その中に社内保育所を作っているところがありますよね。あれは、僕の場合でいったら、いや、そこに子供を連れて行くのは無理でしょうと思うわけですよ。

○桑戸委員 満員電車に乗ってね。

○安藤委員 朝の満員電車の中、子供を抱いて行くというのが可能かと言ったら、それは多分無理だと思うんですよね。

○山口オブザーバー 実際ずっと毎年数千万赤字と聞いていますし、ほとんどニーズなかったですね。新制度は、妥協できるぎりぎりのところで出来た制度だと私は思っています。

○安藤委員 もちろん現状よりはずっとよくなっているとは思いますが。

○山口オブザーバー 解決可能なところから。

○安藤委員 今後は別の問題がたくさん出てくるような気がします。基準に基づいて認可しなければならなくなった後に、基準を満たせなくなったところが撤退することがあるかもしれません。そうなったときに、やはりこの法改正は間違っていたというような話が出てくると思うのです。

○山口オブザーバー 多分、そういったところはいっぱい出てくると思います。

○井手座長 タクシーとかの再規制と同じで、規制緩和したとき、台数がどんどん増えて、そ

れによってドライバーの収入が減り、事故が増える、だからもう1回台数規制をやりましょうという、規制緩和したけれども、結果的に2002年から2009年の6、7年の間で、そういう状況が変わってきたという。保育所も同じ状況にならないとも限らないですね。数は増やして、株式会社も参入させたけれども、結果的に少子化になってどの保育園も経営が非常に苦しくなるといって話で、もう1回、保育所の数を制限するかという話になるような環境ではあるかもしれないですね。

○安藤委員 今、座長がおっしゃったタクシーの話というのは、非常に誤解がある分野ですね。じつは走行キロ当たりの事故数は減っているのです。例えば、一台当たりの走行キロは一定として、タクシーの台数が1.5倍になったら、事故が1.5倍よりも少なくなっているというデータがあります。しかし事故の件数自体は以前よりも増えています。このことをもってタクシーが増えたことによる悪影響があるから再規制が必要だと主張されるわけです。ここで必要なのは、何を基準として以前よりも良くなったとか悪くなったのかを判断するかよく考えることです。例えば、法改正により保育所の数が増えて待機児童が無くなりました。子供の数でいったら1.2倍預かってもらえるようになって事故が1.1倍になりました。このとき事故が増えたからけしからんとなったとして、これは正しい議論ではないでしょう。事故が全く起こらないということはないと思うので、適切な努力が行われたかどうかの方が大事ですし、データの見方を間違わないようにしないとイケません。仮に後になって再規制を主張する人たちが出てきたとしても、その根拠はきちんと精査されるべきです。その際には消費者の利便性というのも考慮しないとイケません。子供が膝小僧を擦りむいてくるような事件が1件でもあるんだったら保育所を一切やめるべきだといった判断はやはりおかしいわけです。

○山口オブザーバー いきなり供給が増えていくと、どうしてもその質というのは、どんな業界でも相対的に下がりますので、それをもって株式会社の参入が増えたからだという議論にすり替えられないようにしないとイケないと思いますね。

○安藤委員 確かに人数が急に増えることで質の問題が発生するというのは当然あります。例えば、法曹人口は近年大幅に増加しています。そして司法試験の合格者の数を増やしたときに、何が問題になるのかと言ったら、若手のオンザジョブトレーニングなわけです。司法試験に受かった段階では、まだ全然使いものにならない。そこで、いきなり独立して仕事をするわけではなく、キャリアのある人の下について経験を積んでやっと一人前になる。このような修業に必要な時間というのがあつたわけですよ。1人の経験者が、若手を何人まで面倒見られるかというのにも限度があることを考えると、増やすことはいいことだとしても、増やし方のペースが

大事になります。一気に増やし過ぎると資格は持っているけれども訓練が行き届いていない人たちが出てきてしまうという話があるわけです。今の保育の話も、もしかしたら近いのかなと感じていまして、保育士の資格を持っていればそれだけで独立しても何でもできるのかといたら、そうではない。やはり経験の長い人と経験の浅い人がいて、徐々に知識やノウハウが伝達されながらシステムが回っていくという要素もあると思うのです。したがって、必要な人数を新人だけでそろえて、新たに保育所を開設して果たしてうまくいくかと思ったら、うまくいかないと思うのです。私は基本的には参入規制には反対で、保育の水準で規制すべきだ、保育の水準で規制することは正しいと思っています。ただし、その保育の水準を担保するためにはどのような規制が必要なのかということを経験年数とかを考慮するというのは、もしかしたらそれもある意味での参入規制にはなるのですが、それは必要な規制かもしれません。

○山口オブザーバー だからそうですよ。株式会社の中でも、遊具は一切与えないで、ある道具みんな百均でそろえてしまって、職員の給与もぎりぎりやってとか。現実にもそういうところがあったんですよ。何でも認可しなくてはいけなくなると、そういったところも認可されていきますから、そういう意味では、ある程度実質的な規制というのは必要だと思うんですね。

○安藤委員 あとは利用者の側の判断力というのをどこまで信じるかですね。例えば、弁護士を増やすということに対して反対意見が多くありましたが、その中に、普通の人にとっては、司法サービスを受けるなんていうのは一生に1回あるかないかであり、どの人が優秀でどの人が優秀ではないかがわからないはずだ。よって、法曹人口を一気に増やすと、消費者が損をこうむることになる。そこで入口の段階で規制して人数を絞らなければならないといった主張がありました。しかし、それはある意味、利用者のことを非常にばかにしているような話です。例えば、私が弁護士を必要とする状況になったら、家の最も近くに事務所がある弁護士さんに頼むかと思ったら、そんなことはしないでしょう。大事なことだったら誰か良い人を紹介してくれる知り合いがないか探すと思います。これは保育所についても同じです。新しいところがたくさんできたとして、どこでもよいわけではありません。家のすぐそばに開設されたばかりで保育士さん全員が未経験者ですというようなところに預けたいかと思ったら、多分、それよりももう少し距離が遠かったとしても、昔からやっていて、例えば、地域のママ友が子供を預けて良かったよと言っているようなところに預けると思うのです。このように、一般の人たちが選択をする際にも、ある程度の情報収集はするということを忘れてはいけません。参入が増えると、非常に劣悪なことが起こってしまうという理由で参入を規制するのは、それはそれ

で行き過ぎかなと思っています。しかし評判や事前調査だけで完全に上手くいくというのも、それはそれでまた非現実的なので、最低限の基準を規制することと保護者の選択を通じて保育所の水準が上がっていくということの組み合わせで、良い状態にしていかなければならない。遊具を百均で全部そろえて遊ぶ場所もないというところがあって、仮にそこに子供を入れる必要があるとしたら、ほかに入れる場所がない、しかし自分は働かないと生活が回らないといった場合でしょう。これに対して、ほかに選択の余地があったとしたら、そこには誰も行かなくなる。そうしたら、水準を上げざるを得なくなりますよ。

○井手座長 2番目の論点で、どのようにしたらという議論で、今言われたような、もちろん、その保育所を利用する利用者に対してきちんと情報提供をして、選択するときに正しい情報というのが得られるということが必要だし、一方でその株式会社ということに対して、参考4の2ページにあるような形で、保育所を利用する人たちの立場からすると、株式会社は営利優先で保育の質が下がる場合があるからと株式会社の参入は反対だという人もいるわけで、そうすると、利用者も株式会社に対して誤った、というか、先ほどあったように、株式会社であるがゆえにいろいろなメリットもある、これ3番目の論点にもあるんですけども。そういったことをきちんと消費者に伝えていくということが、一つは重要で、利用者が株式会社の参入をウエルカムというような状況を作らないと一つはいけないということもあるんだと思いますけどね。

○池本委員 海外の親には、どういうふうを選んだらいいかという情報があります。でも日本にはほとんどないですね、選び方についてどういうところをチェックしたらいいとか、行政のほうでは出していないと思うんですよね。親は何となく感覚で選んでいて、一方で株式会社は悪だみたいなチラシを直接いただくわけです。保育園の前でそういうチラシが配られたりすると、やはりいけないんだなと思って、反対署名をしてしまうという感じなので、まず行政がどういうところで選ぶかの情報を出すべきです。行政が公立が本当にいいかということも、本当はチェックしなければいけないんですけど、それは余り言われたくないといった感じがあり、そこが海外と一番違いとして感じるんですね。どういうところを重視するか、親が、例えば、フラットと行ったときにウエルカムかどうかとか、この前もお話したかもしれないですが、先生がどういう思いで保育士になられたのか聞いてみましょうとか、海外ではそういう細かなことも評価のポイントで、そういう評価ができる親を育てるというところも重要かと。

○後藤委員 園に入る前と入った後で選ぶ基準とか評価というのが変わるんですよね、私たちの調査でも。だから、入る前の人たちに、入った人たちはこういうところが良かったと思って

いるとかということをもっと伝えていかなければいけないと思っているんですけど、それを中立的なところからちゃんと発信していくという必要があるんだろうなど。

○安藤委員 それは中立的ではなくても有益かもしれません。株式会社が運営しているところがグループになって、親にアンケートとったら「実際のところ公設や社会福祉法人の施設ではないので事前には不安はありました。しかし、子供を入れてみたらこの点が良かったとか、こういう点は不満でした」ということを正直に書いた資料があれば有益でしょう。株式会社が嫌だという好みを持つというのは、それは考え方として自由です。そして仮に株式会社の参入が増えたとしたとしても、それを選ばない自由はあるわけですよね。このとき自分は株式会社の保育所には預けたくないと思っていたとしても、今、倍率が高いから公立等には預けられないという人もいます。これに対して株式会社の参入があったら競争率が下がり、株式会社ではない保育所に預けやすくなります。つまり株式会社が嫌な人であっても利益を得ることができます。このように、実はこれはあなたにとっても得になるのですよということを説明すると良いかもしれませんね。おそらく株式会社性悪説の人が心配しているのは、株式会社が入ってきたら株式会社に席卷されてしまって社会福祉法人とかがどんどん潰れてしまう。それにより、株式会社ではない保育所が選べなくなることではないでしょうか。しかし、何で株式会社が席卷すると思うのかを考えると、やっぱり矛盾があるわけです。社会福祉法人が設置したほうが優れていたなら、株式会社がどれだけ参入が容易になろうと入ってこられなくなるわけですから。これからは誤解を解いていくということと情報提供をしていくことが必要だと思います。

○後藤委員 私はこの参考3、4と5のアンケート結果を見て、先ほど、株式会社は質の低下が不安という人が81.3%というお話もちょっとあったんですけど、よくデータを見ると、反対というのが全体の3.8%でその中の81.3%の人が不安ということですよ。だから、全体からすると非常にかなり小さい数になっている。ということで、逆に賛成する人たちは70%ぐらいいて、株式会社のほうが柔軟でよいサービスを導入してくれるというのが67%ぐらいいるので、結構一人一人の意識は変わってきているのかなというのを、これを見て思ったんですけども。

○安藤委員 どちらかというとなら反対が20.6%いて、そのうちの74%が同じ心配をしているので15%くらいですかね。

○後藤委員 そうですね。全然なくなったというわけではないけれども。

○安藤委員 どちらかというとなら賛成が22%ですから、40、50の10%、合計で24%、反対の人が81%だから大体30%くらい、株式会社が営利優先で不安があると考えているのは、417人の

うちの30%ぐらいでしょうか。

○山口オブザーバー　そもそも保護者が社会福祉法人というもののそのものをよく理解していないんですね。私も本にも書いていますが、認可保育所ということイコール公立だという意識がある。それは、保護者が預けるときに市役所の窓口に行くと、公立だろうが私立だろうが、そこに行くとそこ契約を結ぶから、だから認可園は公立というイメージを彼らは持っているケースが多いんですね。それに対して無認可が株式会社というイメージがどうしてもあって、だから株式会社の保育所が低いんだという間違っただけの考え方がすごく多いのと、それから、社会福祉法人の団体とかが、あえて混同して宣伝をするわけですよ。そういった間違っただけのプロパガンダによって一部のこういった意見が出てくるんだと思うんですね。だからこれから株式会社がどんどん増えていくと、だんだんと認可のシステムも理解してくるようになってくるでしょうし、こういう意見は少なくなるんじゃないかなとは思いますが。社会福祉法人も1回株式会社が入ってきてしまうと、そこから反対運動はほとんど起こりませんから、こういったプロパガンダもなくなっちゃうんですね。多分、そう遠くない将来、消滅するかなと思っているんですけど。

○井手座長　時間が迫っておりますけれども、3番目の論点があって、これまでの議論でも出てきていることですが、株式会社等が参入、これからどんどん進むということになると、こういった効果・影響があるか。良い効果はもちろんあるでしょうけど、逆に懸念材料みたいなデメリットもあるだろうと思っておりますけれども、この辺について、最後の論点ですのでいかがでしょうか。実際に山口さんのところで経験を踏まえて何か御意見を。

○山口オブザーバー　株式会社が参入すると一番のメリットは数が増えるということです。競争の観点でいうんだとしたら、別に株式会社であっても社会福祉法人であっても供給のほうが多ければ競争というものが働くわけですから、一緒だと思うんですね。そういう意味でいうと、マイナス点というのは一気に供給が増えるために、先ほど言ったように、全体の質が下がるといった問題はあります。ただし、それは株式会社だからということではないということですね。プラスの効果があるとする、これもそうですね、これは供給量が増える、これが一番のメリットだと思います。株式会社だからこういう運営、社会福祉法人だからこういう運営というのは基本的には私はないと思っていますので、それはその法人主体の、その経営者がどう考えるか、どういう経営をするかという問題であって、それも個々の個体の問題であって、運営主体の問題ではないということです。

○池本委員　株式会社だと大規模にやるところと1つか2つかというところで、海外だとそれ

を分けて考えるようなこともあって、大規模であれば、その規模のメリットで、例えば、1か所でうまくいかない保育士をほかのところに転勤させることで、うまくキャリアを伸ばせるようにしたりだとか、一括購入でコスト下げられるとか、そういうメリットもあると思うんです。社会福祉法人も1園でやっているところと大規模に展開しているところではまた全然違ったメリットがあるんだと思うので、そこがなかなか難しいです。やはり最近は大学の先生も、1園だけの、要するにずっとその狭い中でやるところよりも、転勤などがあったり研修などがあったりとかということで、株式会社の保育所への就職をむしろ勧めているというようなことも聞いています。働きやすさというところで。あと、現状の制度ですと、株式会社の園には親が参加する運営委員会が置かれていて、社会福祉法人の園にはそういうものが法律で求められていないので、利用者としてはむしろ株式会社のほうが透明な経営というか、利用者の意向も反映されるというところもあるのかなと。公立も利用者の意見が反映されるとなんとなく思われていますが、運営委員会もなく、実は親の意見がなかなか反映されない。1箇所の園でやろうとしても、公平性ということで全部の園の話になり……

○桑戸委員 区、市の単位でね。

○池本委員 その単位で議論され、1か所では何も動けなくて、全部画一的になって、不自由なことも多いです。公立利用者として、民営化してほしいと思ってしまうようなこともあるので。

○山口オブザーバー よく、夜の給食でも、市のほかの公立ではやっていないからここもできませんとか。

○池本委員 本当に利用者のニーズはいろいろで、保育の質といっても、ここの親たちとかここの子供たちはこういうところを重視してほしいという、多分いろんな地域性もあると思いますが、それがなかなか実現されない。柔軟にその辺が解決できないのです、今の制度上では。

あと1点、株式会社の懸念というところで、海外をいろいろ調べていたときには、関連企業の商品のセールスというんですか、例えば保育士の先生も本当は専門家としてこういうことやりたいと思っても、教材はその母体の教材しか使っちゃいけないとかという制約が出ることはどうなんだろうかという議論もあって、私はその辺は細かなことで結論が出ているわけではないのですが、そういった懸念も確かにあるかと。きょうは午前中の委員会でも、そういう商業的なことが教育とか保育の分野に入ることに對して、海外は結構慎重だという話が出て、例えば、マクドナルドのハッピーセットのコマーシャルを日本ではできるけど、外国ではできないそうです。海外ではそういう規制もかかっているように、株式会社ではそういうふうに宣伝

みたいなことが入ってくる可能性が高くて、それをいいとするのかどうかということですよ。私も自分が待機児童を持つ親だったときに利用しようかと思った保育園は、家事サービスをやっているところの保育所で、見学に行ったら、保育所を使うときには必ずセットで家事サービスを使わないと利用できないと言われました。

○山口オブザーバー 認証ですか。

○池本委員 完全に認可外です。そういうセット付きのものは認可では駄目なので。すごく心動かされていていいなと思ったりもしたんですけど、保育を利用するつもりだったのに、関連企業のサービスを利用させられてしまうというのはどうなのか。

○井手座長 それを選択できればいいけども、それは必ずしも付でついてくると……

○池本委員 そういうつもりではなかったのに、保育を利用すると付いてくるといようなこともあって。それがいいと思って入る方もいるかもしれないですけど、そういうことが公的なものの中でどうなんだろうかというのは、ちょっと気になっています。あとは、海外の話で、学校でもいろいろ企業のサービスを入れてくるときに、企業のマークなどがあちこち学校内にあることがどうなのかとか、それが、日本はその辺結構フリーで余り誰も気にしていないんですけど。それはそれでいいのかもしれないですけど、公立ではそういうことは入ってこないけれども、株式会社とかだと入ってくる可能性はあるのかなと、ちょっと気になっています。

○山口オブザーバー ただ、例えば幼稚園で最近体操教室をやっているところが多くなってきましたね。あれは一応オプションですけど、強制でやっているところはプラスを払わされるわけですよ。だから、消費者とか利用者というのはそれも含めて選べるというふうにしないといけないかもしれないですね。

○井手座長 それが、体操とかいうのがあるというのは、差別化というか、それが他と違うという差別化の要因として消費者が受け取ればそれはそれでいいわけですよ。

○山口オブザーバー 大体別料金取っていますよね。

○井手座長 だから保育所でも株式会社が入ることによって、メリットとしてより質の高いサービスが株式会社だからできるんだとかという、そういううたい文句というんですか、そういうのは余り世の中にアピールされてはいないんですか。株式会社だから……

○山口オブザーバー 私自身が株式会社だからというようには思っていないです。株式会社の一番のメリットは資金調達力ですよ。それに尽きると私は思っているんですよ。先ほども共同購入というか、購買力で物品の価格を下げてというのは、これは大きな社福でも、七、八十件持っているような社福もありますから、そういったところでは同じようなことができるわけ

ですよ。ただ、これは株式会社だからの特性ではなくて。だから、特性でいうんだったら本当に資金調達力だけだと思っているんですけど。

○安藤委員 社会福祉法人で資金が必要になった場合というのは、普通は銀行から借りてくるのですか。

○桑戸委員 建物のときは福祉医療機構という独立行政法人からお金を借りるのがほとんどです。

○安藤委員 それは利子は発生しますか。

○桑戸委員 利子は発生します。固定で20年、ものすごい低利で。固定で1.3%。ただ、それ以外のもの、例えばランニングコストに借入金を起こしている社会福祉法人はほぼないです。いわゆる土地とか建物を基本財産として明記をさせ、1年の運転資金の12分の1、1か月分の運転資金をキャッシュで持っていることはもともと認可の前提にあるので、行政はその12分の1というキャッシュの量を行政指導監査でチェックするんですね。ですから、ほぼ借入金はないというのが一般的であります。

○安藤委員 例えば建物を建て直さなくても大規模な改修をすることは。

○桑戸委員 大規模修繕は大規模修繕という補助金が出ます。国庫に帰属する財産なので。

○安藤委員 先ほど申し上げたように、ほかの分野でも、株式会社への危機感や、配当を出すということに対する批判が多くあります。それに対する教科書的な答えというのは、次のようなものです。まず、お金が必要になったらどこから調達しないといけない。これは銀行から借りても利子は払わないといけない。これに対して株主から資金が提供されたら、利益が出たら配当を払わなければならないが、利益が出なければ払わなくていい。これは理論上は、資本市場における競争がある程度円滑に行われていたとしたら、どちらの手段でも無差別になるはずなのです。銀行から借り入れようが、株主から調達しようが、そこはどちらでも平均的には同じだけの費用負担になるのです。ただし、儲かった場合でも儲からない場合でも利子は払わないといけないけれども、株主への配当だとそうじゃないというところでの実現値では違いがあります。したがって、株主への配当があることを見て、利益を流出するからけしからんというロジックというのは、銀行や公的機関からお金を借りたとすると、低利だとはいえ、一部お金は出ていくことになり、それもけしからんと主張しなければならなくなってしまいます。

○山口オブザーバー それはもう私が毎回ずっと言っていることで、配当というのは資金調達の手段の多様化の結果なんだ。社会福祉法人が配当しないのは株主から資本をもらうということはないわけですから。我々だって配当のほうがコストが低いのか銀行借入れが低いのかと

いうのはいつも計算しながらやっているわけですから、その何が問題なんだということは言うんですけど。

厚生労働省もはっきりと幹部クラスでそういう話をしてくれているので、余り議論にはならないですね、委員会では。ただ、そこは離れたところでそういうことを言う人はいますけれども、でも配当やってようが何しようが、サービスする内容が良ければ、結果が良ければそれは何の問題もないわけですから。ただのやっかみですよ。

○安藤委員 やっかみというか誤解はありますよね。相手が儲けているということは自分が損しているはずだといった考え方です。これをゼロサムといたりしますね。しかし商取引というのは、基本的には、格好いい言葉でWin-Winなどともいいますが、本質的には双方に得がなかったら成立しないというのが原則です。お金を儲けるということに対する誤解みたいなものが株式会社批判の背景にあるというのを感じます。

○井手座長 大体予定していた時間が来てしまったので、まだまだ議論を残しているところもあると思いますし、今日の議論の中でも出てきましたけれども、株式会社と社会福祉法人というのは税制面での違いであるとか補助金であるとか、それから審査の過程での差別的な取扱いみたいな、そういった問題も含めて、今回は、株式会社と社会福祉法人のイコールフットィングという問題ですので、また株式会社の参入というのを進めるためには当然イコールフットィングというものがないと、競争条件が対等でないと、株式会社もなかなか入ってきませんので、その点も含めて次回、そういった、今日議論し残した点もあわせて御議論いただければと思います。

長時間にわたって議論していただきましたけれども、最後に事務局のほうから連絡事項がございましたらよろしく願いいたします。

○杉山調整課長 本日はたくさんの御意見を頂きましてありがとうございました。

第3回目の会合でございますけれども、3月17日月曜日ということで、セッティングさせていただければと思います。テーマは今座長がおっしゃられましたように、社会福祉法人と株式会社のイコールフットィングということでございますが、今日の株式会社の参入等についても、またここでも、御議論いただくことになろうかと思えますし、また、特に社会福祉協議会の代表の方、本日は、ちょっと御都合がつかないでおいでになっていただけなかったということもありますので、全社協の方にも御意見を頂く機会もあったほうがよろしいかと思えますので、そういったことも踏まえて開催させていただければと考えております。

本日の議論につきましては、皆様にお送りさせていただきますので、また修正等がございま

したら、事務局までお申し付けいただければと思います。

以上でございます。

○井手座長 それでは、これで閉会にしたいと思います。どうもありがとうございました。

午後15時30分 閉会